

○大府市産業立地の促進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号。以下「条例」という。）及び大府市産業立地促進条例施行規則（平成17年大府市規則第71号。以下「規則」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語であって、条例及び規則において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(大府市総合計画等)

第3条 条例第2条第1号の「大府市総合計画等」とは、大府市総合計画、大府市国土利用計画、大府市都市計画マスタープラン及び大府農業振興地域整備計画とする。

(高度先端産業立地促進奨励金の交付の対象事業)

第4条 規則第3条の事業は、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定により愛知県知事の認定を受けたものでなければならない。

(生活環境への配慮事項)

第5条 規則第4条第2号の説明会（以下「説明会」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事内容に関すること。
 - (2) 事業内容に関すること。
 - (3) 幹線道路からの搬出入経路に関すること。
 - (4) 交通量及び交通安全対策に関すること。
 - (5) 騒音、排水、緑地の対策等環境保全に関すること。
 - (6) 保安対策に関すること。
 - (7) 従業員の駐車場に関すること。
 - (8) その他周辺地域の居住環境に及ぼす影響及びその対策に関すること。
- 2 説明会は、原則として周辺地域の住民の集団に対して開催する。
- 3 説明会において周辺地域の住民から意見があった場合は、事業者は適切に対処し、その内容を市長に報告しなければならない。
- 4 周辺地域の住民は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 工場等の敷地の境界から50メートル以内の敷地の土地所有者及び居住者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、事業者が行う事業又は工場等の建設工事に関して影響を受ける地域の土地所有者及び居住者
- 5 事業者は、規則第4条第3号の同意を得られない場合は、市長に理由書を提出するものとする。

(図書の閲覧)

第6条 周辺地域の住民等との紛争を未然に防止するため、立地する工場等に関する事項について図書の閲覧の請求があった場合は、次に掲げる図書を閲覧させるものとする。

- (1) 事業計画概要書
- (2) 位置図、敷地図、家屋の配置図及び各階平面図
- (3) 周辺地域の住民に対する説明会の議事録

2 閲覧場所は、大府市役所産業振興部商工労政課とする。

3 第1項の図書を閲覧しようとする者は、所定の用紙に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(償却資産の報告)

第7条 市内に複数の工場等を有する指定事業者は、工場等立地促進奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金の交付を受けようとする場合は、指定を受けた工場等の償却資産を市長に報告しなければならない。

(工場等緑化促進奨励金の交付の基準等)

第8条 規則第8条第1項第1号の基準は、次に掲げる事項を参考とする。

- (1) 敷地の境界から対面する敷地の境界までの距離の5分の1程度の距離の内側で境界から連続した土地に緩衝帯を整備すること。
- (2) 住宅地に接する敷地の境界に、可能な限り、緩衝帯となる緑地を形成すること。
- (3) 工場等を立地する敷地の面積が1ヘクタール未満の場合は幅員1.5メートル以上、1ヘクタール以上の場合は幅員5メートル以上の緩衝帯となる緑地を整備すること。
- (4) 高木（成木に達したときの樹高がおおむね3.5メートル以上の樹木をいう。）及び低木（高木以外の樹木をいう。）を組み合わせた樹木を植栽すること。この場合において、10平方メートル当たり高木が2本以上あること又は低木で表面が被われていることを目安とする。

2 緑地の面積は、工場立地法（昭和34年法律第24号）に準じて計算するものとする。ただし、工場立地法第4条第1項第1号の環境施設及び工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第3条第1項の建築物屋上等緑化施設の面積は、条例第9条第1項第1号の緑地の面積に含まないものとする。

3 指定事業者は、緑地の保全に努めなければならない。

4 指定事業者は、緑地の整備に当たり、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 市の木及び市の花を植栽すること。
- (2) 四季を感じるような樹木を植栽すること。

(透水性舗装等促進奨励金の交付の対象となる設備)

第9条 規則第9条第1項第1号から第5号までの設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準のいずれにも該当するものとする。ただし、各号に掲げる設備の基準と同等の機能を有すると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 透水性舗装

ア 透水性のアスファルト混合物を使用し、舗装の仕上がり厚さが3センチメートル以上あること。

イ 路盤の仕上がり厚さが10センチメートル以上の砕石路盤であること。

ウ 路床と路盤との間の全面に厚さ5センチメートル以上のフィルター砂層を設けて

いること。

(2) 浸透枡

ア 透水性の枡材を使用し、内幅が各20センチメートル以上あること。

イ 地中部分の外面から10センチメートル以上の部分が20ミリメートルから40ミリメートルの粒径の碎石で覆われていること。

ウ 枡底面の碎石下面の全面に厚さ5センチメートル以上のフィルター砂層を設けていること。

エ 碎石の外面を透水シートで覆っていること。

(3) 浸透管

ア 透水性の管材を使用し、呼び内径が5センチメートル以上あること。

イ 管の外面から10センチメートル以上の部分が20ミリメートルから40ミリメートルの粒径の碎石で覆われていること。

ウ 管底面の碎石下面の全面に厚さ5センチメートル以上のフィルター砂層を設けていること。

エ 碎石の外面を透水シートで覆っていること。

(4) 浸透槽

ア 20ミリメートルから40ミリメートルの粒径の碎石又はその他透水性の槽材を使用していること。

イ 槽容量が100リットル以上あること。

ウ 外幅が各40センチメートル以上で外側を透水シートで覆っていること。

エ 底面の全面に厚さ5センチメートル以上のフィルター砂層を設けていること。

(5) 浸透側溝

ア 透水性の側溝で内法が15センチメートル以上あること。

イ 地中部分の外面から10センチメートル以上の部分が20ミリメートルから40ミリメートルの粒径の碎石で覆われていること。

ウ 底面の碎石下面の全面に厚さ5センチメートル以上のフィルター砂層を設けていること。

エ 碎石の外面を透水シートで覆っていること。

2 前項に規定する設備のうち、大府市総合排水計画に基づく指導による調整池機能を有するものは、交付の対象としない。

3 指定事業者は、設置した透水性舗装等の貯留量を市長に報告しなければならない。

4 指定事業者は、設置した透水性舗装等の維持管理に努めなければならない。

(地位の承継に係る添付書類)

第10条 規則第15条第1項の指定承継申請書には、指定事業者の奨励措置指定可否決定通知書を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に条例第5条第2項の規定による指定を受けた事業者の奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。